

に聴く

弁護士 森 美穂

26

判例から見る  
労働トラブルの  
防止対策




## 育児休業をめぐる トラブル

マタハラ（マタニティ・ハラスメント）という言葉がすっかり浸透したようですね。マタハラ事件（女性労働者が産前産後休業や育児休業を取得したこと为契机とした労働紛争）も増えていきます。

X商事事件（東京地裁平成27年3月13日判決）は、産前産後休業中の原告に対し退職通知と退職金を交付したり、就労証明書を発行しなかつた等の会社の行為について不法行為が成立するとして、原告が雇用主である被告に損害賠償を求めました。

裁判所が認定した事実によれば、従業員約25名程度の洋酒の輸入等を行う被告に勤務する原告は、妊娠判断後に被告代表者と面談し、ところが、原告の出産翌日、会社は、原告に対して退職通知書と退職金を送付しました。原告の抗議を受け、会社はこの退職通知書を取消し、育児休業許可通知書も送付しましたが、原告が求めた就労証明書（保育園の申込手続に必要）に

め、さらに、復職予定日以降、会社に出社できなかつたのは被告に責任があるとして賃金の支払いを求めたという事案です。

裁判所が認定した事実によれば、従業員約25名程度の洋酒の輸入等を行う被告に勤務する原告は、妊娠判断後に被告代表者と面談し、ところが、原告の出産翌日、会社は、原告に対して退職通知書と退職金を送付しました。原告の抗議を受け、会社はこの退職通知書を取消し、育児休業許可通知書も送付しましたが、原告が求めた就労証明書（保育園の申込手続に必要）に

ら構わない。ただ、一年後、二年後戻りたい時に席があるかは分からぬ。会社自体なくなっているかもしれない。そうしたら復帰できないかもしない」等と発言しました。このとき原告は産休や育休を取ることについて、代表者が消極的であると受け止めたものの、代表者の了承は得たことか

については、「今更戻つてこられる状況ではない」「（人員を補充したので）仕事がない。退職した方がいい」「もう一度働きたいなら代表者が面接をする。それから雇うかを決める」と言つて発行しませんでした。そこで、原告は、被告が原告の復職を拒否しているとして、復職予定日以降も出社せず、裁判に至ったというものです。

裁判所は、被告が退職通知書を送付した行為等は、労基法19条1項及び育児・介護休業法10条に反する違法な行為であり不法行為が成立するとして損害賠償を命じました。また、復職予定日以降に原告が出社しなかつた点についても、賃金の支払いを命じられました。マタハラをめぐるトラブルを招かないためには、使用者において、雇用関係における妊娠・出産・育児の諸制度を確認し、十分に理解を原告に抱かせてもらわなければなりません。

原告は「三年までは親元で子どもを育てた方がいいのではないか」「産休でも育休でも休職でも一度辞めるのも会社としては同じだか



ら、産休・育休手続を取つたうえで、休業に入りました。

ところが、原告の出産翌日、会社は、原告に対して退職通知書と退職金を送付しました。原告の抗議を受け、会社はこの退職通知書を取消し、育児休業許可通知書も送付しましたが、原告が求めた就労証明書（保育園の申込手続に必要）に

（森法律事務所所長、愛知労働局紛争調整委員）イラスト・源 安孝